

様式44

令和7年7月 30 日

三重県知事

あて

医療法人の住所 鈴鹿市北江島町17番15号

医療法人の名称 医療法人祐康

理 事 長 名 駒田 幹彦

電 話 ( 059 ) - 355 - 6667

駒田医院

決 算 届

令和6年5月1日から令和7年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



【別 紙】

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人祐康会 駒田医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県 鈴鹿市 北江島町 17 番 15 号

(3) 設立認可年月日 平成 15 年 2 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 15 年 4 月 4 日

(5) 役員及び評議員

|       | 氏 名    | 備 考 |
|-------|--------|-----|
| 理 事 長 | 駒田 幹彦  |     |
| 理 事   | 駒田 安津子 |     |
| 同     | 駒田 麻衣  |     |
| 監 事   | 近藤 五百子 |     |
|       |        |     |
|       |        |     |
|       |        |     |
|       |        |     |
|       |        |     |
|       |        |     |
|       |        |     |
|       |        |     |

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類           | 施設の名称           | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開設場所                     | 許可病床数                                      |
|--------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------------------------|
| 病院           |                 |                         |                          |                                            |
| 診療所          | 医療法人祐康会<br>駒田医院 | 2410305656              | 三重県鈴鹿市北江島<br>町<br>17番15号 | 一般病床 0床<br>療養病床 0床<br>[医療保険0床]<br>[介護保険0床] |
| 介護老人<br>保健施設 |                 |                         |                          |                                            |
| 介護医療院        |                 |                         |                          |                                            |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|---------|------|----|
|         |      |    |
|         |      |    |

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種類 | 実施場所 | 備考 |
|----|------|----|
|    |      |    |
|    |      |    |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月30日

5年度決算の決定

令和7年4月15日

7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院  
所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

|           |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|

財 産 目 録  
(令和7年4月30日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 49,320 千円 |
| 2. 負 債 額   | 15,021 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 34,299 千円 |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| A 流 動 資 産         | 42,244 |
| B 固 定 資 産         | 7,076  |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 49,320 |
| D 負 債 合 計         | 15,021 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 34,299 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院  
所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和7年4月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部            |        |
|---------------|--------|--------------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目                | 金 額    |
| I 流 動 資 産     | 42,244 | I 流 動 負 債          | 2,883  |
| II 固 定 資 産    | 7,076  | II 固 定 負 債         | 12,137 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 6,384  |                    |        |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 662    | 負 債 合 計            | 15,021 |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 29     | 純 資 産 の 部          |        |
|               |        | 科 目                | 金 額    |
|               |        | I 資 本 金            | 10,000 |
|               |        | II 資 本 剰 余 金       |        |
|               |        | III 利 益 剰 余 金      | 24,299 |
|               |        | IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |        |
|               |        | 純 資 産 合 計          | 34,299 |
| 資 産 合 計       | 49,320 | 負債・純資産合計           | 49,320 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 祐康会 駒田医院  
所在地 鈴鹿市北江島町17番15号

|           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|

損 益 計 算 書  
(自 令和6年5月1日 至 令和7年4月30日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| I 事業損益     |        |
| A 本来業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 56,133 |
| 2 事業費用     | 52,094 |
| 本来業務事業利益   | 4,039  |
| B 附帯業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     |        |
| 2 事業費用     |        |
| 附帯業務事業利益   |        |
| 事業利益       | 4,039  |
| II 事業外収益   | 298    |
| III 事業外費用  |        |
| 経常利益       | 4,337  |
| IV 特別利益    |        |
| V 特別損失     |        |
| 税引前当期純利益   | 4,337  |
| 法人税等       | 862    |
| 当期純利益      | 3,474  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人祐康会

理事長 駒田 幹彦 殿

私は、医療法人祐康会の令和~~5~~<sup>6</sup>会計年度（令和6年5月1日から令和7年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月6日

医療法人祐康会

監事 近藤 五百子

